

児童センター等のご利用について

令和5年12月1日現在

飯山市では、児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにすることを目的に児童センター等を設置しています。児童センター等の中には、自由に来館できる児童センター等と登録制の児童クラブがあり、児童クラブは、保護者の就労、疾病等により家庭で保護を受けられない小学生が利用できます。また、児童センター等は、0歳～18歳までの児童の遊び場、居場所、交流の場として利用できます。利用される際は、下記によりお申込みください。

《施設一覧》

名称	住所	電話番号
飯山市子ども館「きらら」 児童センター	飯山市飯山 2363	67-0167
戸狩児童センター (児童クラブ機能あり)	飯山市照里 1215 (勤労青少年ホーム)	65-2841
木島児童館 (児童クラブ機能あり)	飯山市木島 595-2	62-1619
飯山児童クラブ	飯山市飯山 2363 (子ども館「きらら」内)	67-0167
泉台児童クラブ	飯山市旭 5339 (泉台小学校内)	63-1015
秋津児童クラブ	飯山市静間 2608 (秋津小学校内)	62-1818
瑞穂児童クラブ	飯山市瑞穂 413 (東小学校内)	65-1717
常盤児童クラブ	飯山市常盤 5228 (常盤小学校内)	63-3059

《開館日時》

平日 13:00～18:30
土曜日 8:00～18:30
学校休業日 8:00～18:30

《休館日》

日曜・祝日・お盆(8月13日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)
災害時により安全が確保できないと判断された場合
その他、市長が定める日

《利用について》

(1) 児童クラブの利用について

保護者の就労、疾病等により家庭で保育を受けられない小学生が利用できます。
通年利用を基本とし、欠席するときは連絡が必要です。また、帰宅時はお迎えが必要です。
利用料は無料ですが、おやつ・教材費として月3,000円いただきます。
児童クラブは一年毎に入会申込みが必要となります。

(2) 児童センター・児童館の利用について

児童センター・児童館は、開館中は自由に遊びに来ることができ、利用料は無料ですが、行事に参加する場合は参加費が必要となります。

《児童クラブの入会申込みについて》

(1) 4月からの利用を希望される方は、下記の受付期間内にお申込みください。

- ①入会申込書に就労証明書、保護者以外の同居者がいる場合は家庭で保育ができない理由書を添えてお申込みください。
- ②就労以外の理由で利用を希望する場合はご相談ください。
- ③提出書類を審査し利用決定となります。申込数が定員を超えてしまった場合は1～3年生を優先しています。定員、家庭状況により利用できない場合があります。
- ④既に就労・職場復帰等が決まっており、年度途中からの利用を希望される場合も、下記の受付期間内にお申込みください。

(2) 下記の事由に該当される方は、利用希望開始日の2週間前までにお申込みください。

ただし、各クラブの利用状況により、利用できない場合もあります。

- ①長期休み期間中等の短期利用を希望される場合
- ②年度途中での就労等により利用が必要になった場合

《その他》

- ・就労形態に変更があった場合は登録の児童クラブ等にご報告いただき、改めて就労証明書の提出をお願いします。
- ・お問合せ、お申込みは最寄りの児童クラブ等、または飯山市社会福祉協議会へお願いします。

受付期間 令和6年1月4日（木）～令和6年2月13日（火）

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会
〒389-2253 飯山市飯山 1211-1
飯山市福祉センター内
TEL：62-2840 FAX：62-2904
E-mail：s.fukusi@iiyama-catv.ne.jp